

# プラトン『法律』篇の混合政体における

## デーモクラティアー 「民衆支配政」の真意<sup>1</sup>

瀧 章次

### 1. はじめに

『法律』篇に描かれるクレタの新植民市、マグネシアの社会を覗くと、古代ギリシャのポリス、アテネの民衆支配政（*demokratia*）（以下「アテネの民衆支配政」（*Athenian Democracy*）をADと略す）を象徴する民会も民衆法廷も霞んでいる。部族制は、確かにクレステネスの改革に類似のものが見られる。しかし、アテネ市民の政治参加の根幹となった、行政区デーモスの機能ははっきりしない。こうした事情は、同時代のADの実態から顧みて、民衆支配政としては魂の消えかかった感がある。奇妙な事に、民会は存在するにはするが、その実態は見えてこない。ADを髣髴させる指導者達、弁論家、将軍、政策提案者も姿を現さない。さらに、ギリシャの典型的な政治的風景として、ひとびとが集まり、つぎつぎ演説をし、応酬の結果、すぐれた意見に説得され一致に導かれる、そのような集団的意志決定のダイナミズムも沸き立っていない。顔見知り同士アゴラや体育施設で顔を突き合わせて口角泡を飛ばす市民同士の熱烈な論争も聞こえてこない。ソクラテスのような市民も見かけない。

この事態を、プラトンの読者は、どう理解したらよいだろうか。師ソクラテスを不当な裁判によって死刑にしたADを消去したということであろうか。ソクラテスが日頃、政治を専門家の知識に準えたように、また、『国家』篇で哲人王の統治が理想とされているように、知に基づいた一人の人による統治が望ましいから、多くの人々が寄り集まってものごとを決める政治など堕落だとして切り捨てたと、そう理解するべきであろうか。ところが、この『法律』篇に限っては、確かに、表層において、民衆支配政は否定されていない。王政と民衆支配政との混合が理想の国制とされている。民衆支配政の範たるADの歴史もすべてがすべて貶されている訳ではない。確かに、王は存在せず、多くの市民が籤で公職に就い

---

<sup>1</sup> 発表時、拙い発表ながら、ご質問下さった先生方に心より感謝申し上げる。対話の中の歴史的な事柄への拘りとは異なる（歴史を越えた）相の意義、プラトンとアテネの客人との位置の違い、アテネ民主政の時代による違いなど、初稿で不分明であった点について、ご質問を戴き、発表後再考し、本稿では初稿の意図をより明確にするよう試みた。『政治家』篇の具体的な検討を示すことはできなかったけれども、ポリスの善さは市民が互いに問答し探究することによって善の知を共有することにあるという対話の含意を、『法律』篇の対話にも探ろうとする試みは、初稿より明確に示せたのではないかと思う。なお司会をして下さった土橋茂樹先生からは、発表後、貴重なコメントと励ましを戴いた。

ている。選挙も多数決も行われている。集団の意思決定は、一人の知者による判断に任せられてはいない。もし、ポリス全体の善を実現する知は<sup>2</sup>、類稀なる限られた少数者にしか到達できない知なのだとなれば、植民してくる、ごくごく普通の市民がその知に与れたのであろうか。それが無理ならば、みかけの民衆支配政を支えているのは、全篇を埋める法律であって、知無き普通の市民は、ひたすらその法律に従うことがよき国家の営みに、また、市民の幸せに、つながるといふことであらうか。そうだとすれば、その従うべき法律が、良き市民を生み出す根拠として、善の知識に基づいているということほどのような意味で保証されているのであろうか。

アテネを範型とする民衆支配政を混合政体の要素とする、かような表層の議論の下に、アテネの客人は、一体何を意図しているのか、以下、本稿では、この問題を問う。そして、その隠された意図とは、立法過程の中心的働きを為す言論行為が、すなわち、立法者が市民に立法の根拠を知らしめる説得が、AD を範とする民衆支配政の要素であることを示そうとしていること、同時にまた、AD 民会決議の認識根拠に対する批判を妥当ならしめる根拠を与えようとしていること、後者の意図とは具体的には、善の知識の内容と、当の知識を得させしめる説得の過程との両面における根拠を展開しようとしていること、以上のことを明らかにしたい。つまり、アテネの客人の言葉づかいでは、AD の名の下に包摂される二つのことから、立法者の説得と、民会決議過程における民衆支配政指導者の説得とについて、前者が後者の正当性を否定する構造を有している、この潜在構造に光をあてたい。さらに、最終的に、この批判構造が、妥当な批判と言い得るのか、この点にも評価を試みる。

解釈上の方法論として、このような隠された意図が明らかにできるのか、この疑問に先ず若干答える。アテネの客人にとって、スパルタ人、クレタ人の聞き手は確かにアテネの事情に疎い存在かもしれない。恐らく、アニュトスが臨席する『メノン』篇のような事情とは異なる。しかし、AD を論ずる以上、現在の聞き手には知られなくても、少なくとも、AD に生きる人々が聞き手として臨席すれば、どの程度、自分の発言することが、まっとうな見方なのか、あるいは、ねじまがった見方なのか、聞かれれば推し測られることぐらい頭の片隅にあるのであって、この臨席していない聞き手に対する自分の発言の含意を意識しないほどの単純無知な若年者ではない。民衆支配政の評価、AD の歴史等、(およそ5世紀後半以降という)同時代の観念群の座標軸上で、自らの観念がどんなベクトルを有するのか、話者であるアテネの客人が、全く何も考えずに語っていることはなさそうである。そして作者プラトンは、同時代4世紀の読者に、対話全体を聞かされる役割を与え、アテネの客人の思想のかようなベクトルが嗅ぎ分けられるようなシグナルを諸所に設置し、読者各人が自らのフィルターを通して、様々な論域で他者の思考を潜り抜けつつ、主題的な問題についての自らのフィルターの反省と検討を要求していると考えられる。以下、この

---

<sup>2</sup> 古典期では、形容詞「よい」agathos の名詞形は arete のほかにないので、arete の訳語には「善」を用いる。

ような文学的構造の想定のもとに一つの解釈を試みたい。

## 2. 『法律』篇に言及される「民衆支配政」を考えるための時代背景

ここでの解釈上の戦略は、近代民主政（democracy）に従属する諸概念を無批判的に持ち込まないことである。また、同時に、近代史学が発見したことをそのまま当時の社会の成員の AD に対する観念ともみなさないことである。たとえば、現在のわれわれの常識のように、AD の確立を、クレイステネスやエピアルテスに結びつけるアテネ市民はほとんどいなかったであろう。むしろ、このような同時代の社会諸階層の諸観念、これも歴史家の発掘によるものであるが、これに着目したい。この諸観念のマップの中で、プラトンの位置や、対話者たちの諸観念を位置づけるのが目標である。このことは、まずは、プラトンの諸対話篇に登場する AD に関する観念や、同時代の民衆政批判者たちの観念を、この地図上で相対化することを要求するけれども、他方、改めて、プラトンに特異な位置も、そして、恐らくは、同時代を越えていく普遍的なベクトルをも、結果として明らかにすることができよう。以下は、この課題に対する一試論である。

### 2.1 「法律」と「民会決議」

法律（nomoi）と言われれば、『法律』篇のアテネの客人が提起するような、最終的には神の理性に根拠を置く普遍的な法律のことを意味すると考えるかもしれない。確かに、偽プラトン対話篇『ミノース』に見られるとおり、ポリス市民による決議を意味するばかりでなく、ミノースがゼウスとの対話を通して法律を制定した神話にあるように、神に由来する不変の真理をも意味したであろう。しかし、プラトンの周辺から視野を広げると、法律について、どのような同時代の観念が浮かび上がるだろうか。

『法律』篇で扱われる議論に十分と思われる範囲で古代アテネ政治史の素描を試みる。プラトンが青年時代を過ごしたのは、寡頭政への移行が一時的にせよ生じた AD の混乱期に対応する。大きな流れとしては、462/1 年のエピアルテスの改革を経て、民会並びに民衆法廷における政治的決定権が市民全体のものとなった。これによって、市民一人一人が集団の意思決定の最終的権限に直接与る参加型民主主義の枠組みが確定したと考えられる。この民衆支配の仕組みは、ポリスとして独立を保ったアテネの歴史においては、クレイステネスの改革から、約 200 年間、322 年まで、ペロポネソス戦争末期の 411 年、同戦争後の 404 年における一時的な寡頭政への移行を除いて、大きく変わることなく続いた。おそらく、プラトン対話篇執筆時期は、こうした民衆支配政の混乱から、民衆支配政が復活した時代であろう。同時代のアテネ市民の目に立てば、民衆支配政という政体が強固なものとは決して映らなかったと思われる(e.g. Lysias 12)。

一般的に、5-4 世紀、クレイステネスの改革（508/7 年）後、民衆支配政下のアテネで

は、王政、貴族政時代の「法」を指すthesmosに対して、nomosが使われるようになる<sup>3</sup>。立法者(nomothetes)とえば、ドラコンやソロンを指し、それらの法は（元はthesmoiと呼ばれていたが）、クレイステネスの主導した民会決議としての法も含め、「法律」(nomoi)と呼ばれていた。特に「ソロンの法」は民衆支配政を維持する土台と考えられていた。またADが進むにつれて、民会決議(psephisma)は、法(nomos)と並び称されたり、「法」とも呼ばれるようになり、その至上権は人々の強く意識するところであった(e.g. Xen. *Hell.* 1.7.12)。

それに対して、プラトンの時代は、ADの混乱を経験し、ドラコン、ソロン等の法律の文言を見直し碑文として公示される作業が進められた(410-399年)。また、民衆支配政そのものをも覆しかねない民会決議を制限する仕組みが整えられ、運用されて行く時代でもあった<sup>4</sup>。民衆支配政が復活した後の403年の法律によって(Andoc. 1.87)、「法律」と「民会決議」は形式上区別されることとなり、nomosは書かれた法としての意味を明確に持つようになった。違法提案裁判(graphe paranomon)や、立法官(nomothetai)の制度ができ、法律に反する立法を防止する制度ができていき、少数者の支配による腐敗を防ぐための仕組みが洗練されていった。

こう見ると、同時代の文脈で、『法律』篇に頻繁に登場する「法律(nomos)」、「立法者(nomothetes)」、「法律の守護者(nomophylaks)」という言葉は、親AD的な響きを奏でている<sup>5</sup>。確かに、異国人の聞き手にはAD同時代史を前提とするこの含みは測り難い。しかし、nomothetes職が成立した4世紀の親AD派の観点に立てば、アテネの客人がこれらの言葉に託している意図は、法律(nomos)の民会決議(psephisma)に対する優越を志向する点で、同調するものと聞える。しかし、さらに、なぜその優越を支持するするのかというもう一步掘り下げた観点からこれらの言葉の使用を見直すと、その優越を、4世紀の親AD派とともに、ソロン以来の民衆支配政を堅持することを理由に支持しているか、この点は自明ではない。

こうしたアテネの客人の意図における隠された相の存在は、マグネシアの立法者を聞き手と協働して言論の上で仕立てつつ、その立法においては、アテネを範とする民衆支配政を導入している見えながら、民会や、民衆法廷における人々の挙措にまで目を向けず、民会決議という決定過程にも、民衆支配制の基盤たる行政区デーモスでの市民の日常にも、

<sup>3</sup> Ostwald, 1969, esp. part 3; id, 1986, 26-28, 84-93, 129-136; MacDowell, 1978, 44.

<sup>4</sup> MacDowell, 1978, 48; Hansen, 1983a, b; 1991, 161-177, 334-335; Todd, 1993, 18-19, 394-395; Ar. *Ath.* 35.2 (Rhodes, 1981, *ad loc.*).

<sup>5</sup> アルコンの職名 thesmotetai に対して、nomothetes の語は、弁論家とプラトン、アリストテレスにのみある（なお、「nomos を立てる」という動詞や動詞句は5世紀に散見される）。「護法」も概念としてはプラトン以前からあるが、語としては、動詞句、動詞、名詞ともに弁論家、クセノフォン、プラトン、アリストテレスにある。「護法者」nomophylaks の語は、Xen. *Oec.* 9.14.6, 9.15.2, Ps-Pl., *Min.*, 320c4, *Ep.* VIII 356d4, Ar. *Pol.* 1287a21, 1298b21, 1323a7, 1323a8 にあり、民衆支配政の守り手をも表し得た (*Dissoi Logoi*, 7)。

介入せず、むしろ、意図的に見過ごしていると思われることから推し測られる<sup>6</sup>。Morrowのようにあって当たり前だから一々触れていないと理解する者もいるけれども<sup>7</sup>、立法の場面で、生まれる以前からマグネシアの市民の生活の隅々にまで視線を向け、市民の心の機微の細部にまで介入していく心配りからすると、その落差の大きさは否定しがたい。このようにADに対する観念を抱いているものに見えてくる相とは、プラトンが、想定している多くの読者に対して、仕掛けた文学的技巧であると考えられる。

## 2.2 「民衆支配政」

アテネに民衆支配政をもたらしたのはクレイステネスであると証言するのはヘロドトスである(6.131.4)。しかし、「民衆支配政」*demokratia* という言葉は、ペルシャ戦争以前にはなかった。463年に上演されたアイスキュロスの『救いを求める女たち』604行において、アルゴスに仮託してADをほのめかす言葉、「民衆の、支配の力をもつ手」(国政を決定する民会における挙手決議)*δημοῦ κρατοῦσα χεῖρ* という言葉が残されているように、*demokratia* という言葉が生まれるのは、この頃であろう。この事実から言えば、アテネの客人はもちろん、ヘロドトスでさえ、時代錯誤を犯している。

しかし、クレイステネスの民会提案に民衆支配政の始まりがあるとする考えも、5世紀後半のヘロドトスによる規定であり (*loc. cit.*, 5.66-73)、そして、伝アリストテレス『アテネ人の国制』の発見とともに進む、近代の発見である。プラトン著作には、クレイステネスその人への言及が全くない。しかし、貴族主導に対して民衆が自分たちの同意によって国を動かすという考えを持つに至ることがペルシャ戦争以前にあったとする観念が、アテネ民衆の中にあっただのも事実である<sup>8</sup>。僭主殺しに民衆支配政の始まりをみる酒歌が伝わり、僭主殺しの英雄像がアテネのアゴラに建っていたことはその証左である<sup>9</sup>。また、民衆によるスパルタ王追放という事績も民衆支配政を記念するものとしてアテネ市民に伝わっていたものと思われる(*Ar. Lysistrata*, 273-282)。しかし同時に、そうした観念を抑圧し、アテネは優秀者支配の国制が今も昔も続いているという政治的「錯誤」が生き延びたのも事実である (*Plato, Menex.*, 238b-239a, *Tim.*, 23d-24e, *Criti.*, 109b-d.)。

民衆支配政の具体相においても、観念群の対照的な座標軸を、我々は、近代史家の調査から知ることができる。プラトンでは、‘*demagogos*’ は非難を込め「大衆煽動者」の意味で使われるが、弁論家では、中立的に、文字通り、「民衆の指導者」として使われることが多い。同じことは、当時の政治家を表す「弁論家」(*rhetor*)や「軍人」(*strategos*)や「(民

<sup>6</sup> 民会への言及は 6. 764a, 8.850b、民会決議への言及は 11.920d (cf. Stalley, 1983, *Appendix*)。

<sup>7</sup> Morrow, 1960, 157。全員参加の法廷にも「民会」を見ているが(164)、民衆は審議権がなく参加を強制されている。

<sup>8</sup> Ober, 1996, 32-52。

<sup>9</sup> アテネ市民は、ハルモディオスとアリストゲイトンが僭主ヒッパルコスを殺害したこと(514年)を記念して、アゴラに英雄記念碑を509年に建立する一方、酒歌に「isonomiaをもたらし」と歌っていた (*Athenaeus*, 15.695a-b, *Ostwald*, 1969, 121-136, *id.*, 1988, 304-305, *Sinclair*, 1988, 1-4)。

会や法廷の提案者」(sumboulos)にも言える<sup>10</sup>。さらに「ソフィスト」(sophistes)についても言える<sup>11</sup>。また、「政治的指導者」を表すpolitikosという語については、プラトンの生前には、プラトン以外には使用例がないことも報告されている<sup>12</sup>。

また、民衆支配政批判の座標軸に加担する見方を支えるAD史観として、ペリクレス後のADを凋落として見る事が挙げられる。これも近代史家による、4世紀の研究の進展に伴い、経済的繁栄、政治的洗練化の点で、この見方を否定する分析が提出されている。民衆支配政は、対外的な独立性を別にすれば、322年後も、1世紀前半のローマのアテネ占領まで、強固に続いたとの研究も提出されている<sup>13</sup>。近代のAD史区分も、AD批判者の史観も、同時代の絶対的な座標軸ではない。

民衆支配政を衆愚とみる見方についても、同様のことが言える。同時代のアリストテレスによる「集合による知の形成」理論ばかりでなく、集合的な知について実質的な分析が近代史家の側から提起されてきている。シシリー遠征のように政策上の失敗はあるとしても、また、実際の合議においては形式的な一方通行の議論がほとんどであるとしても、対面社会では、日常において市民間の積極的な交流があり、民会での最終的な議論の以前に、私的な交流の場で討議が繰り返され、決議の前にはだれがどんな意見を持っているかは了解し合っていたであろうという推定もある<sup>14</sup>。より綿密な検討においては、アリストテレスの理論を同時代の市民意識として実質的に裏付ける意味で、アテネの参加型民主政の中に、民衆間に分散されている知を、結集し、協働させ、公共の目標を追求し、各成員間で過程や成果を共有して、成果を高める仕組みが見出せるという分析をOberは提出する。特に、「プラトンの」AD批判への反論として、共同体の中での分業関係において、市民一人一人は、多かれ少なかれ専門知識を備え、かつ、専門領域のことは専門領域の他の成員に委託しており、ここに成り立つ協働関係は、凡庸なる衆多が動かしているものでもなく、また、垂直型の指令者と受動的執行代理者からなるモデルと合致するものでもなく、むしろ、分散されている知識を集め、熟議、牽制し合う協働者の集合として、すぐれた成果を公共領域において上げていたと論ずる<sup>15</sup>。

### 3. 『法律』篇における「民衆支配政」の問題

マグネシアの立法を話題とする第4巻以降の場では、国制としては、王政と民衆支配政との混合政体が提唱されている。公職の任命に籤や選挙という制度が、立法の中に導入されており、また、多数の者が枢要な公職についている。それ故、民衆支配政の当時の基準

---

<sup>10</sup> Hansen, 1989.

<sup>11</sup> Cartledge, 2009, 83-84.

<sup>12</sup> Rowe, 1995, 1-4.

<sup>13</sup> Rhodes with Lewis, 1997, 11-61.

<sup>14</sup> Finley, 1985.

<sup>15</sup> Ober, 2008, esp. 106-117.

から言っても、民衆支配政を肯定していると聞こえる。また、第3巻で、民衆支配政の範型をアテネに見た議論の流れから、諸制度のうち、かなりはアテネに迎えられるものとして肯定されているように受け取れる。

しかしながら、AD について知るものであれば、親 AD、反 AD、いずれの立場であれ、アテネの客人の話には、反 AD 的含意を多く聞き取ることができる。

たとえば、当時、民衆支配政といえども、衆議による一致は理念として機能していたけれども(e.g. Th. 2.40)、民衆支配政を多数者の支配、一部の支配とみなし、全員による(自己)支配とは見ず、ほかの政体ともども、神の支配に対して、国制たりえないとする(4.713e-714a, 715a-b)。

また、新植民市の建設にもかかわらず、アテネの客人は、わざわざ僭主と立法者との協力による新国制への移行を唱える(4.709d-712a)。この逸脱も、一見「王」とも響く「僭主」という語のうちに<sup>16</sup>、ADの生い立ちを知るものには(2.2 参照)、クレイステネスの改革以後の民会決議による立法という立法過程を否定する含意が、また、僭主殺しという英雄譚に籠めて伝えてきた民衆の神話的観念を毀損する含意が、嗅ぎとれる<sup>17</sup>。

また、民会や民衆法廷での政治的な言論は、理性なきものとして批判され<sup>18</sup>、その諸習慣もほとんど排除されている<sup>19</sup>。

さらに、マグネシアの立法は、暗にADの経済的社会的存立条件を排除している<sup>20</sup>。

<sup>16</sup> τύραννος について、その語の歴史においては、5-6 世紀に「王」とあまり区別なく用いられていた (Jacoby, Hippias of Elis, 6F6)。

<sup>17</sup> 注9 参照。

<sup>18</sup> 「最大の無知」と呼んで AD を暗に批判し (3.688e-689e, esp. 689a-c)、同様に、音楽分野からあらゆる分野に広がった、AD の頹落を語る (3.700a-701b)。扇動政治家によって「知」の基準が快とされ、集団として表象される大衆が、理性によって物事を判断できない言論状況を描写する。「やじ」(動詞 συρίτω の民会風景を連想させる用法は *Axioch.* 368d)、「無教養な大衆の叫び声」、「賞賛の拍手」、「喚声によって裁く」、「狂乱状態」、「劇場支配制」等。

<sup>19</sup> アテネと異なり、職人や農民は市民とみなされず、政治参加から排除されている (7.806e, 8.846d-e)。将軍は公職として挙げられている一方、職人と同じ部類に分属させようとする記述もある (11.920d-e, 921d-e)。その他、法廷、公共の集会における嘲笑の禁止 (11.935b (cf. *Ar. Ath.* 28.3))、訴訟「技術」の追放 (11.937d-938a)、訴訟好きの追放 (11.938b-c (cf. *Ar. Ath.* 35.2))、平等な発言権に基づく集団的意志決定の抑制 (指令順守、集団主義の日常化) (12.942a-d)、訴訟手続きにおける宣誓の廃止 (結果として半数は偽誓) (12.948d-e)、法廷での審議に無用な不規則発言、嘆願、呪詛の禁止 (12.949a-b)。

<sup>20</sup> アテネが海上交通に食糧補給を依存していたためにそれが種種の内政、外政政策に影響したことを考えれば (Ps.-Xen., *Ath. Pol.*, 1.4)、物資の上で欠けるところがないとする特性は (4.704c-d, 7.806e, 8.828e)、非アテネ的である。他のポリスから離れて、土地が険しいということも (4.704c-d)、商業的、政治的交渉を相対的に避け、他国の習慣から影響を被らないようにする (4.704d-705b, 12.949e-950a, 12.953a) ための地理的な特性として、文化的坩堝としてのアテネとは対照をなす (Ps.-Xen., *Ath.*, 2.7-8, *Ar. Pol.* 1303b10-13; cf. *Pol.* 1327a11-b14)。食糧は海上交易に頼るのではなく自給であり (8.842c-d, 12.949e)、原則交易禁止である (8.847b-c, 12.949e)。小売すら制限されている (11.919d-920a)。また、AD を支えたのは海軍力であるから (Ps.-Xen., *Ath.* 1.2, 2.1; *Ar. Ath.* 27.1)、海軍ならびに海軍の担い手たちに対する侮蔑も (4.706b-707b)、海軍力を増強するための船を建造する木材がないということも (4.705c, 706a-707b)、非アテネ的である。すでに、アリストパネスの喜劇『女の議会』、プラトン『国

見かけの上での民衆支配政的要素についても、つきつめると国政に導入する正当性が与えられているとは言い難い。公職任命制としては、籤<sup>21</sup>も選挙も<sup>22</sup>「よき人」を決定する基準でないことが示唆されている。導入にあたっては、数的平等を信ずる民衆支配政支持者を満足させるための消極的理由しか示されていない。むしろ、その欠点を補うかのような選挙の繰り返し(6.753d-754d)や、事前の吟味や被選挙人の教育が導入されている(6.751c-d)。

また、先行する他の対話篇で、AD、特に、民会決議や指導者たちが、繰り返し批判されてきたとおり<sup>23</sup>、善について、無知であるにもかかわらず知っていると思い、同時に、その知を有することについて民衆を説得することに成功してきたという批判が、伏在、あるいは、散在している。

例えば、アテネの客人によれば、魂の多数派(3.689a)が、理性による善悪の判断を快苦と取り違えるという最大の無知に陥っているという。そしてさらに、魂の快苦を覚える部分を、「ポリスにおける民衆にして多数派であるものそのもの」(3.689b)という。また、別の個所では(3.700e)、批判の対象となる民衆支配政指導者は、「知っている」と信じており、また、大衆の説得に成功した結果、大衆もまた判断する力があると任じているという。また、不敬罪を論ずる場でも、ADに巢食う無神論を「無知の一種」と言いつつ、「最高の知恵と思われている」と付け加えている(10.886b)。続く不敬罪の刑罰を説く場でも、民衆支配政の指導者たちは、偽りの「有神論者」であるといわれる(10.908d-e)。

---

家』篇にも登場するが、財産の共有制も体制内批判の言論として流通していたものであろう(市民総数固定制、財産分配、財産固定制、分配地国所有制(5.741b, 9.877d-e)、分配地売買禁止令(5.741a-b)、財産自由処分権の制限(11.923a-b))。

<sup>21</sup>『法律』篇では、確かに、通念として掲げられる、支配者を決定するための七つの要請のうち、籤が挙げられている(3.690c)。しかし、知識による選抜と明らかに矛盾する点からも、また、「神に愛されたる者を選ぶ」という暗示からも、アテネの客人のさまざまな謎かけの一つである(cf. Stalley, 1983, 73-74)。また、内乱を避け友情を保つためには、民衆支配政と妥協しなければならない(6.756e-757a, 757e, 759b-c)という点から、籤の効用が認められているが、籤が優秀者を選ぶとは考えられていない。優秀者を神が選ぶことを祈るとか(6.757e)、自然本性を守ると、また、徳ある生き方をすると、人間にとっては偶然である籤も守り手となるとか(5.741b)、期待は籠められているが、民衆支配政の象徴(6.756e)であり、また、質を無視した悪平等としての数的平等の象徴でもあり(6.757a-b)、大衆の不満を避けるために用いる(6.757e)と評価されている。それでいて、神官とも言われる最重要な役職である監査役について、最も優れた市民3人を選出することにおいて決選投票で上位3人中同数が生じた場合抽籤で順位を決めると定めるほか、公職に籤による任命が導入されている。

<sup>22</sup>「選挙」が非「民主」的と考えられていたわけではない(Hansen, 1991, 159-160)。政務審議会(6.758a-d)の選挙と籤による任命制には、財産高による階級別配分をとっており、もし財産高による各階級の成員が同数でないとする、傾斜配分が隠されていることになる。ポリスでもっともすぐれた人間と思われ選び出された者としての監査役(神官)の墮落の可能性は「選ばれた」ことを「徳ある」ことと思違いすることにあるという評価にもある通り、選挙をそのまま肯定している訳ではない(12.947e)。

<sup>23</sup>『弁明』(19d-20c, 21c-e, 23e-24a, 29c-30c, 32a-e, 37a-b)、『クリトン』(44c-d, 46b-48b)、『プロタゴラス』(319a-320c)、『ゴルギアス』(447d-466a, 500c, 502d-522e)、『メノン』(89e ff.)、『国家』(VI 487a ff.)、『テアイテトス』(173c-175e)、『政治家』(291a-303d, esp. 292d6-8, 293c7-8, 300b2-4)。



また、親AD派に立って聴けば、ADの理念として聞こえることがらも<sup>24</sup>、他国のものとされる。ペルシャ国制の歴史記述において、言論の自由（3.694b *parrhesia*; cf. *Rp.* 8.557b, Euripides, *Hipp.* 422）のもとで、熟議が行われていたことが述べられる（3.694b）が、続くADの歴史記述では全く言及されていない。

以上、多数の反AD的含意が読み取れるが、確かに、ADの名の下に語られる美風があるにはある。しかし、それが何であるかはADを知るものにも容易につかめないような仕方でも語られる。「慎み」と「恐れ」を混用しながら、いずれの語も適用できる、ある心性のもとに、法律に、自ら進んで、隷従するという市民の傾向が、ペルシャ戦争以前にあったとされる<sup>25</sup>。

「隷従する」という動詞の含意する奴隷の境遇は、古代ギリシャのポリス市民にとって、嫌忌すべきことがらである。自由や自発性とは反対の観念として理解される。したがって、みかけの自家撞着の背後にある真意の理解を聞き手に求めるはたらきをしている。

では、その隠された真意を解き明かす鍵はどこにあるのか。前言の二様の恐れについての言明から、恐れと混用される慎みとは、快苦に打ち負かされることのない、魂の理性のあり方を指示している（1.646e-647c, 671c-d）。また前言の人間理性と神の関係から、ここでの隷従とは、神の理性に由来する命令として法を理解し、その命令に従うこととして解き明かされるようになっていく。そして、このような理解が、後のマグネシアの立法における、立法の根本前提として語られる、法とは神の理性による命令であるという主張から幾たびも強められることになる（1.644d-645b, 4.713e-714a, 715b-d, 716c-d, 9.875a-d, 10.896c-899d）。さらに、直後の音楽の法への隷従の例の範例的意義から、ペルシャ戦争後のADの民会決議に対する認識批判が含意され（3.700a-701b）、そこから遡って、元の自発的な法への隷従ということがらも、市民が、神の許にある善の知を自ら理解しその知に与ることを、実は含意していることが浮かび上がるようになっていく。

親AD派に立って、「ペルシャ戦争以前」のADにおける、市民による「法律に対する自発的な隷従」を読み取れば、法律を民会決議とする見方からは、民会決議を至上権と考えそれに従うこととして、自らの立場に同調するものと映るかもしれない。しかし、音楽の法律に関する記述に隠されたADの民会決議に対する批判を聴き取れば、ADの民会決議における、善の知に関する「二重の無知」を批判するものだと分かる。しかも、それは、民衆支配政ながら最優秀者支配政である立場からの批判でもあることが知らされる（3.701a）。したがって、一見、親AD派に同調する、ADの史実として語られることがらは、

<sup>24</sup> E.g. Th. 4.39, 4.41, 4.84 et passim.

<sup>25</sup> 5世紀末から4世紀のアテネ市民が、クレイステネス改革前後から480年代のAD草創期に関して抱いていた観念については、その草創期AD政治史の再構成が困難であるだけに、2.2で言及したような断片的なことにとどまるけれども、Ostwald(1988, 334-346)は、マラトンの戦い前後、アテネの評議会、民会では、スパルタに対する恐怖と僭主再登場に対する恐怖が支配しており、陶片追放は、僭主時代とは異なり、法的手続きによって僭主政を排除する民衆支配政の装置として理解されていたことを推定する（もちろんこうした分析内容に相当する歴史的記憶が100年後の市民にどのように残されていたかは定かではない）。

AD の民会決議、すなわち、親 AD 派にとっての法が、善について知を有していないという認識批判として現れるのである。

#### 4. 法の隷従における自発性という「アテネ民衆支配政」的要素は、 マグネシアにどのように導入されているか

市民が自ら進んで法に隷従することと、立法者が市民に法の根拠を明らかにして説得すること、いわゆる「法の序文」とは、同一ではない。確かに、対話の表層において、アテネの客人が、話題変わって、クレタ島の新植民市建設にあたり、立法作業に携わるに至って、その場で、先立って論じた AD の史的事象をそのまま新しい国制の要素として導入しているとは見えない。事実、アテネの客人は、直接、二つを結び付けていない。また、確かに、イニシアティブのあり方も二つを相同と見るには問題がある。一方には市民に、他方には、立法者に、イニシアティブがある。

しかし、アテネを範として民衆支配政を語り、新植民市建設に至っては国制に、民衆支配政を混合するという点で、無関係ではない。市民の視点に立てば、与えられた命令を自ら理解し、その命令の根拠を認識して従う場合も、そうした理解と認識を命令者の説得を通して得る場合も、認識過程としては同じ過程を含んでいる。いずれも、制裁による苦痛を恐れて命令に従う場合とは相容れない。

そればかりでなく、アテネの客人の信念体系全体の健全性においても、善の認識問題として、両者の結びつきは重要な意義をもつ。なぜならば、他の対話篇にもみられた AD の民会、あるいは指導者に対する批判は、突き詰めると、批判の相手が単に自分勝手に「知っている」と僭称しているだけではなく、批判者以外の多くが、否、ひょっとしたら、すべてが、当の人が「知っている」と理解し認めているという状況を条件として有していたからである。そして、このような条件のもとで認識批判が有効であるためには、善の認識の内容ばかりでなく認識の手続きについて、当の知だと思い込んでいる当事者にその誤りを説得できるものでなければならないからである。

確かに、『国家』第 6 巻にあるように(Rp. 505b-c, 506a)、立法者の市民に対する義務として、法律の根拠として善の認識を市民にも分与することが、アテネの客人に意識されているかは定かではない。しかしながら、同様の義務が、善の認識をめぐる批判の健全性として求められる限り、立法者による立法の根拠たる善を市民に知らしめる説得は、その方法においても内容においても批判の具体的要件となる。

この批判の構造から眺める時、実際の「法の序文」の実例は、対話の形式としては不完全であるけれども、対話を通して、立法の根拠としての善の認識に市民が至る過程が構想されていることは、自由市民の医師の比喻から、窺えるし、また、この過程は、認識批判の健全性にとって必須でもある。具体的に、(i) 立法者が善についての知を有する者である

事<sup>26</sup>、(ii) 説得は、ADにおける説得と異なり<sup>27</sup>、対話である事<sup>28</sup>、さらに、(iii) その説得が市民の善の知の分有に至るものである事<sup>29</sup>、これら(i)(ii)(iii)は、確かに、説得過程の具体的な記述に欠けている点で、批判としては十分な有効性を示していないけれども、構想として、批判を妥当なものとならしめる上で重要な意義をもつのである。

## 5. 「AD」の実質としての善の知識

以下、先行する対話篇における、同様の民衆支配政に対する批判と比較した上で、『法律』篇の批判についてもその有効性について評価を試みる。

『弁明』におけるソクラテスは、政治家が、善について知らないのを知っていると思っ  
ていると思われたと回顧するが(21b-d)、具体的に、善を知っていることの基準が何である  
のか、また、善の知識が何であるのかを、弁論を通して明らかにしたわけではない。民会  
や法廷で神事について知を僭称するエウテュプロンの場合も(『エウテュプロン』)、勇気に

<sup>26</sup>立法は善をねらいとするものであり(1.630e-632d, 3.688a-b, 693b-c, 696b-c, 697a, 4.705d-e, 6.771d-e, 8.836d-e, 9.853b; cf. 12.961e-962a, 962d-963a)、立法は、政治術同様、魂の善の知識と考えられている(1.650b, 3.688a, 691c-d, 693a, 12.962a)。そして、立法者が善の知識を持っているという前提で対話がなされていることは、自由人の医者との類比論における知の伝達への言及からも(4.719e-720e, 9.857b-e)、また善の知を前提に個々の行為の善悪を吟味することからも(7.801c, 811a-b, 8.836d, 9.858d; contra 12.950b-c)、明らかである。また、この善の知の伝達に対応する市民の側の対応は、初めから、善の知識を有する者の意味で善き人ではなく(9.875a)、法律に従い、善きひととなるために専心するひとびとと描かれる。労働から解放されている意味において、自由な時間が最も多い国(8.828e-829a)といわれながら、実質、市民には暇がなく、多くの訓練と多くの学問が要求される働きとして(8.846d)、国家公共の秩序を確保し維持することに専念している(8.846d)。これは、善(徳)に励むことと言われる(7.807c-e, 8.832d, 847a, 9.853b)。

<sup>27</sup>「説得」(4.720a, 720d (cf. 10.890c-d))は、民会決議批判の記述で鑰をなす(cf. *Grg.* esp. 454e, *Rp.* 488c, d, *Plt.* 292d, 300b)。対比されるべき、ギリシャ文学が描いてきた集団的意思決定過程における「説得」については、例えば、*II. 2* (cf. 2.394, 441); *Od.* 2.15-257, 3.126-129, 133-135, 4.673, 12.339-352, 16.342-408; *Hdt. Hist.* 1.97-98, 3.70-73, 80-87, 4.131-132, 137-139, 6.11-12, 37, 109-110, 7.7-18, 144, 8.56-64, 74-75, 79-81, 109-110; *Th.* 1.31-45, 67-78, 80-86, 119, 139, 141, 145, 2.12, 14, 60, 3.37-38, 42-43, 4.84, 5.2, 6.8-26, 32-41; *E. Or.* 866-956; *Xen. Anab.* 1.3.15-32; 1.3.32-47, 3.2.1-38, 5.1.2-14, 5.7.1-35, 6.4.17-19, 7.6.7-42; cf. *A. Supp.* 615-624; *Aristoph. Ach.* 626-627, *Ran.* 31-36。

<sup>28</sup>自由な市民同士の一対一の対話が構想されている。この「対話」は(9.857d, 10.854a, 888a, 903a)、医術関連語によって、「吟味」、「検査」(4.720d, 10.891c)とも、「哲学する時の言論に近いもの」(9.857d)とも言われる。対話において相手の魂を吟味し、「二重の無知」を浄化する働きを連想させるものであるばかりでなく、さらに、魂の本性全体についての考察を、医学が身体構造を展開するように、展開することが構想されている。医者との類比で、魂の善の知者を養成していることをも示唆している。確かに、法律の序文を具に見れば、役割交代が連続する具体的な形式で、具体的な市民との間で描写されていない。しかし、何が立法者の語るべき序文かに関して、アテネの客人たちはメタレベルで対話をしている。また、内容上もっとも重要とされる法律の序文において、仮想の対話が、アテネの客人たちの間で具体的に展開されている(Bk 10)。

<sup>29</sup>法の序文全般は「教え説得する試み」として示唆されており(10.885c-d)、具体的に、証明をめざす問答として構想されている(10.893b, 887a)。

ついて経験豊かな將軍ラケスの場合もそうである（『ラケス』）。いわば当時の「政治術」と称すべき弁論術の場合にも、対象の知識を示すことができない弁論術の欠陥は示せても、真の政治術がどんな内容を持つのかは明らかではない（『ゴルギアス』 454c-461b）。このような、ソクラテスによる、民衆支配政の指導者や民衆支配政に寄り添う教育者、ソフィストたちへの批判の方法は、善についての定義の要求と専門知からの類比論法とからなる。そこでは、個別具体的に何がよいかを決定する、特殊なよいものすべてを包括する善について、言語的に規定することは、果たされていない。また、その意味で、善の知識を知らない立場にあっては、特殊専門知において存立している所の信託関係(cf. Ps.-Xen. Ath. 1.3)が、その善の知識においても成立するという主張を根拠づける立場にはない。以上、これらの批判においては、善とは何かの知識について積極的な内容は示されていない。

『国家』篇第 6、第 7 卷では、AD の指導者たちに対して、真の統治者は、民衆的な諸徳の根拠となる善のアイデアを知っていることが仮定される(506a)。ソクラテスは、知らないと自覚し、「善」とは何かについて答えることを、差し控えるが(506b-e)、善のアイデアの認識を、直観的な認識を示唆する比喻にとどめ置くのではなく、言語的な開示として、対話術を用いて、もうこれ以上仮説を立てることのできない原理を探求することを通して、その究極の原理に至る過程として構想している(510b, 511b-c)。しかし、その方法論に従って、現実に原理に到達する過程を言語的に開示した訳ではない。

『政治家』篇においては<sup>30</sup>、AD 下の政治家と「政治術」の知者との違いを、善についての知識の有無による違いとして示し、形式上、「政治術」を、軍事、民会、裁判の機能やすべての民衆的善を統御する知として規定し、探究の目標に到達している(305e2-7)。しかし、その知について、目的が定めればその目的を達成する手段の知を探し出し按配する知識として、普通の知識に対する、いわば、知識の知識であることが示されているとしても、その目的としての知、ポリスの善、市民の善についての知識が明らかにされているとは言えない。

中心的な課題として、善についての知により指令する統治に対して、法律による統治を「次善」と呼ぶ時、その次善の内実に関して、知無きそのほかの統治が、善の知に基づく法律を作るのか否か、この問題に関して、否定的にも、肯定的にも解し得る。AD に倣って民会決議によって立法することが、善の知識に到達することは、帰謬法で否決される命題の含意として、暗に否定されている(298a-299e; 300b)。しかし、類比論法の過程において、不要な内容として、わざわざ善の知識の探求者の存在に言及していることを考えると(294b8-c4, 299b3-d1)、合議(対話)により善の知識に達し、そして立法する可能性を消し去っているか否かは曖昧である(297d6-8, 301d-e, 304c10-e2)。

---

<sup>30</sup>ほとんどの過去の解釈は、なぜエレアの客人の発言(の命題部分)が主張となり、プラトンの主張となるのかについては問わない。292e6-293a1 は、若いソクラテスの応答であることや、疑問を表す諸特性、例えば、οἶμαι の挿入的用法ほか主張を控える語句、対話相手の信念や先行の承認への言及などは無視されている。

それでは、『法律』篇では、善の知識の全体を具体的に提示していると言えるのか。

個別具体的な指令を与える知としては、法律が不十分であることは、『政治家』篇同様指摘されている(9.875c-d, 875d-876a, 11.925d-926d)。しかし、法律の序文は、指令としての法律の根拠を与えるものであるから、一般的な指令を、いつ、いかに、何に適用すべきかに答えるための判断基準を与える可能性を残す。この点で、「序文」を通じて教育された市民は、個々の場面において、単なる法律の隷従に対して、応用力ある、(民会)決議的な判断力を有すると期待される。

善の知識の内容となる魂の理論については、その本性論を展開している(5.726a-728c, 730c-733d, 9.863c-d, 870b-c, 10.886e-907b)。善とは何か言語的に定義できることがその知識の基準であることは潜在的に要請されていると考えられるけれども(10.895d-896a)、善のアイデアの把握が問題となっているときでも、定義は強い要求とはなっていない(12.965d)。むしろ、法律全体の根拠として位置づけられる魂の本性論は、快苦の個別性、魂の個性を越えて、普遍的な理性に、そして、神に、遡ってまで展開している(10.886e-907b)。神を篤く信じ、己の理性に従うことを素朴に信じている生き方に対して、その根拠を与えようとしている(10.886a-b)。

しかしながら、究極的な根拠の位置を与えられている神について<sup>31</sup>、その最善性、理性を通じた宇宙靈魂と人の靈魂との関係が示唆されているとはいえ、どのようにして神の理性が法律の序文へと具体的に展開されうるのか、そのことは語られていない。

また、先にポリス建設の問題に見たように、立法者が、自由市民の間で信頼を得ている医者のように、いかに市民から信頼を得るに至るのかについては、専門知からの類比に留まる。市民が自ら立法者を訪ね自由に対話することになるのか否かについては、『国家』篇第6巻、『政治家』篇からの未解決の問題であるにもかかわらず、解決を得ていない。

## 6. むすび

『法律』篇がその対話の潜在的な構造から示すところ、立法者が、善の知識を有する立場から、善く生きるための魂の本性論について、すべての市民一人一人に、自由な対話を通して理解し認識することを求め、成功しているとすれば、市民は、善き人となり、互いがまたそうであるよう努める市民社会を形成することに開かれている。確かに、『法律』篇では、市民としての善を与えるところの知が何であるかについては、未決であり、知の階層構造においては、善の知は、さらに、それを根拠づけるものへと広がって暗黙されている(7.803c, 804b, 810d-e, 817e-818c, 821a)。しかし、アテネの客人が目指した混合政体に導入しようとした、なお「民衆支配政」の名の許に構想されたことがらは、法の序文として立法者が市民と問答する構想にあったと考えられる。しかしもし、この立法

<sup>31</sup> 『国家』篇の善のアイデアに代わって『法律』では積極的に神が立てられているとする理解については、Jaeger, 1986, 241-242。

者が、ミノースとゼウスの対話のように理念的な存在であり、こうしたプログラムは実現不可能であるならば、『政治家』篇の示唆するところ、市民は、集団で知なきものとして法律を大事に守り続けるという、悪さの点でほかよりまだましなことか、あるいは、ソクラテスとともに、知なきものと自覚し、自由な対話において、知を探求するか、いずれかの選択が残るのではないか。

引用文献

- P. Cartledge (2009), *Ancient Greek Political Thought in Practice*, Cambridge.
- M. Finley (1985), *Democracy Ancient and Modern*, 2<sup>nd</sup> ed., Brunswick, N.J.
- M.H. Hansen (1983a), 'Nomos and Psephisma in Fourth-Century Athens', *The Athenian Ecclesia: A Collection of Articles 1976-83*, Copenhagen, 161-177
- (1983b), 'Did the Athenian Ecclesia Legislate after 403/2 B.C.?', *ibid.*, 179-206.
- (1989), 'The Athenian 'Politicians', 403-322 B.C.' *The Athenian Ecclesia II: a collection of articles 1983-89*, Copenhagen, 1989: pp. 1-24.
- (1991), *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes*, London.
- F. Jacoby (1926-58), *Die Fragmente der griechischen Historiker*, Berlin.
- W. Jaeger (1986), *Paideia*, vol. III, tr. by G. Highet, Oxford.
- D.M. MacDowell (1978), *The Law in Classical Athens*, London.
- G.R. Morrow (1960), *Plato's Cretan City*, Princeton.
- J. Ober (1996), *The Athenian Revolution*, Princeton.
- (2008), *Democracy and Knowledge: Innovation and Learning in Classical Athens*, Princeton and Oxford.
- M. Ostwald (1969), *Nomos and the Beginnings of the Athenian Democracy*, Oxford.
- (1986), *From Popular Sovereignty to the Sovereignty of Law*, Berkeley, California.
- (1988) "The reform of the Athenian state by Cleisthenes." *Persia, Greece and the Western Mediterranean C. 525 to 479 B.C.*. Eds. John Boardman, N. G. L. Hammond, D. M. Lewis and M. Ostwald, Cambridge: 303-346.
- P.J. Rhodes (1981), *A Commentary on the Aristotelian Athenaion Politeia*, Oxford.
- with D.M. Lewis (1997), *The Decrees of the Greek States*, Oxford.
- J. Rowe (1995), *Plato: Statesman*, Warminster.
- R. Stalley (1983), *An Introduction to Plato's Laws*, Indianapolis.
- S.C. Todd (1993), *The Shape of Athenian Law*, Oxford.